

小笠原諸島振興開発事業に係る新規採択時評価実施要領細目

第1 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、小笠原諸島振興開発特別措置法第6条及び第7条に基づき地方公共団体等が補助金を受けて施設を整備する事業のうち「(目)小笠原諸島振興開発事業費補助」に該当する事業で、評価実施要領第2に該当する事業とする。

第2 評価を実施する事業の単位

原則として事業採択を行う際の「箇所」を一つの事業単位とする。

第3 評価の実施及び結果の公表

1 評価の実施手続

(1) 評価の実施主体

評価は、国土交通省国土政策局特別地域振興官が行う。

(2) 評価に係る資料の作成主体

評価に係る資料の作成は、評価対象事業の実施主体である地方公共団体等が行う。

(3) 評価に係る資料の内容

評価に係る資料は、次に掲げる内容を整理した資料とする。なお、必要に応じて資料の追加等ができるものとする。

① 事業概要

② 別に定める事業評価手法に基づき作成する資料

2 評価結果、対応方針等の公表

評価実施要領第4の2で定める評価結果の公表は、国土交通本省における閲覧等により行うものとする。

第4 評価の方法

1 評価手法

評価は、別に定める評価手法に基づき行うものとする。

2 評価手法研究委員会

評価手法の策定に当たっては、外部有識者から構成される検討会の意見を聴くものとする。

第5 施行期日

本細目は、平成14年3月22日から施行する。